

事 務 連 絡

平成30年9月14日

関係団体 御中

国土交通省住宅局建築指導課

「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」に基づき
建築物の企画・設計・管理を行う際に活用できる「チェックリスト」について

平素より建築行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

国土交通省では、防災拠点建築物（庁舎、避難所、病院等）について大地震時の機能継続を確保するために配慮すべき事項について、本年5月18日に「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」として取りまとめたところです。

今般、同ガイドラインに基づき建築物の企画・設計・管理を行う際に活用できる「チェックリスト」を別添のとおり作成しましたのでお知らせします。今後の業務の参考としていただければ幸いです。

※ チェックリストについては以下の国土交通省HPに掲載しております。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000088.html

(担当)

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物防災対策室 松本・徳竹

電話：03-5253-8111（内線 39532、39537）／03-5253-8514（夜間直通）

FAX：03-5253-1630